

個人住民税の特別徴収についてのQ & A ～ 事業主の方向け ～

Q1 今まで特別徴収をしなくても特に問題がなかったのに、何か変わったのですか。

A1 これまでも、所得税の源泉徴収義務のある事業主は、法令の規定により従業員の個人住民税を特別徴収することが義務づけられておりましたが、各市町村では、特別徴収を希望しない事業主には普通徴収の選択を認める取扱いをしてきたところです。

しかし、適切な運用について国や県から指導がなされていることや全国的な状況を踏まえ、会津地区地方税滞納整理推進会議（地区会議）において検討した結果、会津地区管内の全13市町村では、平成27年度から対象となる事業主を特別徴収義務者として一斉指定することとしましたので、ご理解、ご協力をお願いします。

Q2 どのような場合に特別徴収しなければなりませんか。

A2 従業員が前年中に給与の支払を受けており、かつ、当年の4月1日において給与の支払いを受けている場合、事業主は原則として特別徴収しなければなりません。

Q3 担当する事務職員の負担が増えるため、対応することが難しいのですが…。

A3 所得税の源泉徴収義務がある事業主は、法令の規定により従業員の個人住民税を特別徴収することが義務づけられており、経理担当者の業務繁忙等を理由として特別徴収を行わないことは認められていません。

なお、個人住民税の税額計算は市町村が行いますので、所得税の源泉徴収のように、税額を計算したり年末調整をしたりする手間がかかりません。

Q4 従業員はパートやアルバイトであっても特別徴収しなければなりませんか。

A4 原則として、パートやアルバイトのように非正規雇用者であっても、前年中に給与の支払いを受けており、かつ、4月1日において給与の支払いを受けている方は、特別徴収をしていただくことになります。

Q5 従業員数の少ない事業所でも、特別徴収しなければなりませんか。

A5 しなければなりません。

なお、従業員（納税義務者）が常時10人未満の事業所については、申請により年12回の納期を2回にできる制度がありますので、窓口まで御相談ください。

Q6 新たに特別徴収をはじめするには、どのような手続をすればよいですか。

A6 特に申請書等を提出していただく必要はありません。例年どおり1月末までに「給与支払報告書」を御提出いただければ、特に手続を行わなくても特別徴収に切り替わります。

詳しくは、市町村の住民税担当課にご確認ください。

Q7 従業員から普通徴収で納めたいと言われたのですが…。

A7 所得税の源泉徴収義務のある事業主は、特別徴収しなければなりません。

従って、従業員の希望により普通徴収を選択することはできません。